

# 日本産食品の輸入に対する規制措置の状況について（お知らせ）

平成23年7月11日  
鹿 児 島 県  
(かごしまPR課)

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受けて、各国・地域が実施している日本産食品の輸入規制について、下記のとおり、その規制内容が変更されました。

各団体様におかれては、会員企業様等に御周知くださいますようお願いいたします。

[ 変更後の規制内容 ]

平成23年7月11日現在

	規制内容（本県関係分）	県・国の対応
ブ ラ ジ ル	<p><u>4月11日から政府（地方自治体を含む）作成の産地証明書等が必要とされていましたが、今般、二国間協議が整い、証明書の様式や手続きが決まりました。</u></p> <p>[産地証明書等の対象]</p> <p>① 3月11日より前に収穫、製造された全ての食品</p> <p>② 12都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉）以外で生産された全ての食品</p> <p>[対象となる品目] 全ての食品（農産物、加工食品、酒類、水産物）</p>	<p>本県で製造又は生産された食品については、県で産地証明書等を発行します。</p> <p>なお、水産物（加工品を含む）については国でも対応します。</p> <p>[食品（水産物以外）についての相談・申請先] 鹿児島県農産園芸課 流通加工企画係 電 話：099-286-3177 F A X：099-286-5595 E-mail：ryutuu@pref.kagoshima.lg.jp</p> <p>[水産物についての相談・申請先] (県) 鹿児島県水産振興課 漁業構造改善係 電話：099-286-3435 F A X：099-286-5613 E-mail：g-kaizen@pref.kagoshima.lg.jp (水産物輸出についての県HPアドレス) <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodorinsui/suisangyo/suisanbutu/suisanshoumei.html">http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodorinsui/suisangyo/suisanbutu/suisanshoumei.html</a> (国) 水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 電話：03-3501-1961</p>
マ レ ー シ ア	<p><u>全都道府県について産地証明書のみに求めています。</u></p> <p><u>これに伴い、産地証明書の様式が変わりました</u></p>	<p>県のホームページに変更後の産地証明書の様式を掲載しています。</p> <p>(県HPアドレス) <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodokankotokusan/kaihatu/boeki/">http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodokankotokusan/kaihatu/boeki/</a></p>

	規制内容（本県関係分）	県・国の対応
中 国	<p>水産物については、日中間の協議で証明書の様式、発行機関等が決まり、輸出が可能です。</p> <p>[証明書等の対象] 10都県（福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉）産以外の水産物</p> <p>[規制の内容] 政府作成の放射性物質検査合格証明書、原産地証明書を要求（中国輸入業者に対して、産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求）</p>	<p>国（水産庁）が証明書を発行します。</p> <p>[中国向け水産物輸出についての相談・申請先] 水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 電話：03-3501-1961</p> <p>※ 水産物以外について、中国政府は、福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉（10都県）以外の道府県産の全ての食品について政府作成の放射性物質検査合格証明書、原産地証明書を要求していますが、証明書の様式、検査項目、発行機関等については、現在、我が国政府が中国政府と交渉中です。</p>

○ 県で発行するEU、EFTA、シンガポール、韓国、マレーシア、タイ、ブラジル向け食品輸出に係る産地証明書の申請書様式等については、県のホームページでご確認ください。

【HPアドレス】<http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kanko-tokusan/kaihatu/boeki/>

※ ジェトロ、経済産業省、農林水産省等のサイトにもリンクされています。

○ 国による支援について

経済産業省では、経済産業大臣が指定する検査機関が行う輸出品の放射線量検査に要する経費を補助し、輸出者の検査料の負担の軽減を図る「貿易円滑化事業」を実施しています。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

【HPアドレス】<http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/index.html>

○ 農林水産物・食品の輸出業者が原発事故により被った損害について、農林水産省のホームページに国の検討状況が掲載されているほか、東京電力が相談窓口を開設しています。

【農林水産省HPアドレス】<http://www.maff.go.jp/j/export/yunyukisei/ryuujikou2.html>

【東京電力の相談窓口】福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404 受付：9：00～21：00

HPアドレス：<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

○ 放射能検査について

- ・ 社団法人熊本県薬剤師会医薬品検査センターが、ゲルマニウム半導体検出器を用いた放射性物質の検査を実施しています。詳しくは同センターにお問い合わせください。

電話：096-366-9372（担当：大石氏）

- ・ 社団法人鹿児島県薬剤師会試験センターにおいても、簡易な検査を実施しています。詳しくは、同センターにお問い合わせください。

電話：099-253-8935